



会 報

# やまぐち

No. 70

平成10年

8 月発行



山口県土地家屋調査士会

# 目 次

第51回定時総会の報告 .....	1
土地家屋調査士会館竣工式 .....	6
平成10年度第1回理事支部長会報告 .....	13
9月1日は『杭の日』です .....	15
土地家屋調査士会補助者規則（モデル）改正について（通知） .....	20
法務局からのお知らせ	
カード式印鑑間接証明方式について .....	30
支部便り	
7人の土（さむらい）GPS管理組合の巻    岩国支部    浦井義明 .....	32
広報部だより .....	34
事務局だより .....	40

## 表紙説明

### 山口県土地家屋調査士会館（新家屋）（上）

### サビエル記念聖堂（下）

西の京と呼ばれた山口は、京都の戦火を脱れた公家や文人が移住し、さらに中国大陸からの学僧や工芸技術者が居住するなど国際的文化都市としての賑わいを見せる町であった。1551年（天文20年）三月、春色濃い築山御殿でローマ法王の正式使者として大内義隆に直面することができた。義隆の許可を得たサビエルはフェルナンデス修道士とともに山口の町で辻説法に立ち、布教開始後2ヶ月あまりで信者は500人を数えたという。サビエルは西洋音楽などを伝えたヨーロッパからの文化使節でもあった。

## 第51回定時総会の報告

徳山支部 西本 聡 士

第51回山口県土地家屋調査士会定時総会がさる5月28日例年どおり小郡町の山口グラ  
ンドホテルで開催されました。

慣例によると総会議長は立候補がないかぎり支部長議長が務めるということで前日の  
打合せ会からの出席で、緊張の2日間を小郡で過ごしました。

総会は午前10時30分からはじまり、小嶋副会長の歯切れのよい進行で表彰・挨拶と進  
んでいきました。11時40分頃よりいよいよ本番、青木山口支部長を副議長にむかえての  
出番です。本人出席101名、委任状出席100名計201名の出席で本総会の成立を宣言昼食  
のための休憩にはいりました。

午後からは瀬口副会長による会務報告、特に現在建設中の調査士会館の状況報告を詳  
細にわたり説明をうけました。13時30分頃よりいよいよ議事、1号議案は順調に可決本  
総会の山場2号議案へと移っていきます。この議案の2番目会則97条（報酬）の変更  
については何の変哲もない「基準」という言葉が加わるだけのもの、また報酬額表の7・  
附則の中の(4)がなくなっただけにとらえていたのですが意外や意外、調査士報酬の根幹  
を揺るがす要素を含んでいたとは。活発な質疑の後無事可決されました。（詳細略）

その後は3号議案、4号議案、5号議案と順調に議事が進み総会を無事終了しました。  
今年の総会は久しぶりに活発な論戦が展開され、木下・渋瀬両幹事の辛口の監査報告、  
竹内・高田両相談役の暖かい示唆で幕を閉じました。

産学連携国際会議



前日会議



前日会議









## 式 辞

山口県土地家屋調査士会  
会長 乗川 良介

今日は、大変お忙しいところ、山口県土地家屋調査士会館の竣工式に山口地方法務局長 高木 傑 殿を始め、各界各地から多数のご来賓の皆様方をお迎えして、この様に盛大に挙行出来ましたことを衷心より感謝致しております。

土地家屋調査士制度は1950年（昭和25年）法律228号により制定され、やがて50周年を迎えようとしています。その間、制度の充実を計りながら1975年には、山口県司法書士会と共同で会館の取得をなし、今日に至っていますが社会のニーズの多様化にあわせ、業務量も拡大して参り、合同会館では十分な事務処理機能が維持出来なくなり、かねてより会館対策を考えていましたところ、JR西日本広島支社様よりJR山口駅構内の一部を会館建設用地として貸付ても良いとのお話があり、早々に理事会並びに総会にこれを諮ったところ、満場一致で建設計画が承認され、本日を迎えることが出来ました。

この間の経過については別紙報告させていただくことと致しますが、この様な機能性に富んだ立派な会館が完成したことに對し、関係各位並びに会員一同に對し、重ねて厚く感謝申し上げると共に、お礼を申し上げます。

さて、昨今は行政革命、規制緩和等を中心として司法制度までメスが入られようとしています。各士業間の職域の壁も低くなり規制緩和からくる各種行政手続きのチェックも事前型から事後チェック型になり、自己責任重視の方向になりつつあります。そのようなことを踏まえ、来る21世紀に向かい、私ども山口会260余名の会員は、新会館をフルに活用し、更に一致団結を図りながら研鑽を重ね、近隣他士業と手を取り合いながら表示登記を中心に、国民のニーズに充分お答することのできる団体へと発展することをお誓いすると共に、各位のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げる次第であります。

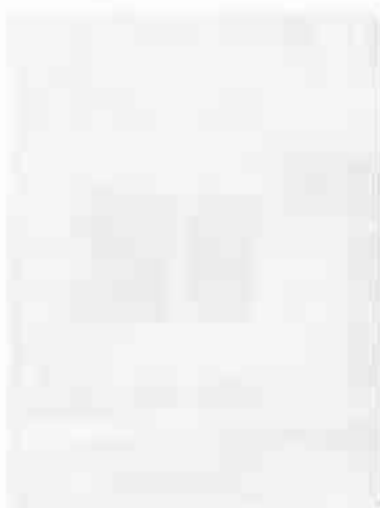
最後に、本新館の建設にあたり、ご協力をいただいたJR西日本広島支社並びに山口駅、笹戸事務所、広成建設及び工事関係者の皆様、本会のために建設顧問としてご活躍をいただいたRCA建築調査事務所の佐田光也様に対し、お礼と感謝を申し上げ、あわせ本日ご参会の皆様の益々の繁栄とご健勝を祈念して式辞と致します。



会館建設の歩み（主なもの）

平成8年以前	昭和50年5月司馬会館落成 昭和60年ころより、会館の増築問題が提案あり その後何度か、建て替えや、事務所移転の話題有り、	2階建て 371.29㎡ 協会設立
平成8年	2月15日 JRより土地貸付の打診 2月16日 貸付地位位置図を受領 2月22日 会館建設の可能性の協議 3月6日 JR広島支社に対し借地条件確認 4月上旬 未利用地の協議中、条件も協議中 4月16日 正副会長総務部長会議 4月25日 会館建設の総会への上程提案 5月15日 司法書士会への会館建設告知 5月23日 会館建設議案の取り扱い協議 5月29日 第49回定時総会にて建設準備会の発足承認 6月26日 会館建設準備委員会規則制定 8月8日 準備委員の人選（結果として支部長を適任とした） 8月28日 準備委員の委嘱 9月18日 第1回建設準備委員会 9月25日 建設部会（設計の規模、設計方法） 10月上旬 設計コンペの実施 10月14日 総務部会（予算規模の協議） 10月1日 JR交渉窓口決定 10月9日 JRと条件協議 11月25日 建設部会（設計の審査、コンペの結果笹戸事務所内定へ） 11月28日 第2回建設準備委員会（JRとの契約は、年度中結論が必要となる、臨時総会の要否協議）	小林課長より栗川会長へ 山口グランドホテルにて 正副会長部長会にて 全員前向き 文書で確認 電話確認 小林課長より栗川会長へ 会館の規模資金計画を検討 理事支部長合同会議  正副会長総務部長 第4号議案 理事会にて 支部企画委員会と業務部の合同会議にて 会長より  5社  小林課長より栗川会長へ 山口駅会議室
平成9年	1月9日 理事、支部長会議にて、臨時総会を決定 2月27日 臨時総会（JRとの定期借地50年を承認、建設委員会への移行承認） 4月10日 第1回建設委員会 5月26日 会館用地協議 5月28日 第50回定時総会（会館建設予算承認） 7月1日 第2回建設委員会（基本設計委託） 8月8日 JRと借地条件の詰め 8月13日 第3回建設委員会（設計の細部） 9月18日 第4回建設委員会（JR、笹戸との打ち合わせ） 9月26日 第5回建設委員会（助成金、税務関係調査） 10月1日 助成金申し込み（1500万円） 10月16日 GPS設置設備 10月20日 現会館処分金の協議（3000万円にて合意） 10月27日 業者選定、設計図提示 11月10日 第1回見積もり提示 11月12日 一部設計変更限度額の検討 11月20日 協会との賃貸借協議（家賃の提示） 11月28日 契約金和交渉 12月2日 契約承認理事会 12月10日 工事契約（1億3千6百万円）決定 12月24日 地鎮祭	準備会との引継 現地にて 第3号議案 役割分担 下関にて  鉄骨3階建、632㎡で固まる  県用地課 国土地理院  見積もり依頼  年400万円  広成建設
平成10年	1月10日 工事着手 2月10日 融資申し込み 3月2日 第6回建設委員会（組織の再編） 3月16日 融資借り入れ条件交渉 3月26日 第7回建設委員会（式典部会） 3月27日 備品システム調査（東京） 3月28日 備品システム調査（東京） 5月28日 第51回定時総会（会館建設補正予算承認） 6月10日 工事引き渡し 6月30日 記念式典	山口銀行        第3号議案









ロビー



ロビー



1937



3 F



## 平成10年第1回理事・支部長会報告

平成10年度理事会が支部長会と合同で、平成10年7月16日午後1時30分より、土地家屋調査士会館3F会議場に於いて垂川会長以下副会長・理事・監事・支部長の出席のもとに開催された。

会長挨拶の後議事録作成者議事録署名人の指名がなされ議事に入った。

新会館において初めての会議であり、感慨深いものでありました。







## 9月1日は「杭の日」です

防府支部長 大田 雄二郎

4月1日は「表示登記の日」ですが、この日が記念日となった理由としては、不動産登記法の改正が昭和35年4月1日に施行され、登記簿に表題部が新設されて、土地家屋調査士が不動産登記法上認められた日だからです。

防府支部でも4月1日に無料相談会を実施していますが、相談者が少ないのが現状です。その原因として、4月1日が「表示登記の日」であるという事や、土地家屋調査士が国民に知られていない事、そして年度替わりで何となく慌ただしい時期と重なっているからだと思います。

また、境界標設置全国キャンペーンを実施しており、「杭を残して悔いを残さず」という良いキャッチフレーズがあるので、9月1日を「杭の日」にしようという防府支部会員の発案により、平成9年9月1日に初めて「杭の日」無料相談会を実施しました。結果は、表示登記の日よりも相談者が多かったので、今年も9月1日に実施予定です。

また、防府市広報や地元の新聞に無料掲載したり、ポスターや有料広告を出してPRしようと思っております。

---

月30日(土)朝刊(火~土発行・祝日翌日休刊)1か月1,000円

# ほうぶ日報

防府市本橋7の20 防府日報株式会社 編集部 0835-22-1046  
 ☎ 0835 (22) 4402・FAX (22) 4098

## 9月1日は「杭の日」です

あなたの土地には、永久境界標識がありますか？  
 土地の境界が未定で、困っておられませんか？  
 私たち土地家屋調査士が、下記のとおり無料相談会を開催しますので、気軽にご相談下さい。

記

- 日 時 9月1日(水) 9:00~15:00
- 場 所 防府地方合同庁舎4階共用会議室 (防府市役所南側の法務局のある建物)
- 相談内容 永久境界標識埋設、境界確認、土地・建物の調査、測量、登記
- 担 当 者 山口県土地家屋調査士会防府支部会員、司法書士会員

防府市	防府市	防府市	防府市
阿部 次 男	友 賀 健	山 根 勇	
石 川 豊	西 山 敏 雄	山 本 三 喜 夫	
大 田 雄 二 郎	林 悦 郎	(地 地 町)	
水 下 豊	林 徳 男	藤 本 剛	
杉 本 茂	橋 山 真 明	三 刀 屋 康 之	
玉 田 裕 二 郎	和 田 敏 郎	山 田 勇	

No.2927(1997年9月29日発行)

## 防府案内

防府市と近郊版

## 9月1日は「杭の日」です

あなたの土地には、永久境界標識がありますか？  
 土地の境界が未定で、困っておられませんか？  
 私たち土地家屋調査士が、下記のとおり無料相談会を開催しますので、気軽にご相談下さい。

記

- 日 時 9月1日(水) 9:00~15:00
- 場 所 防府地方合同庁舎4階共用会議室 (防府市役所南側の法務局のある建物)
- 相談内容 永久境界標識埋設、境界確認、土地・建物の調査、測量、登記
- 担 当 者 山口県土地家屋調査士会防府支部会員、司法書士会員

(防 府 市)	部 水 富 士 男	相 田 光 則
阿 部 次 男	友 賀 健	山 根 勇
石 川 豊	西 山 敏 雄	山 本 三 喜 夫
大 田 雄 二 郎	林 悦 郎	(地 地 町)
水 下 豊	林 徳 男	藤 本 剛
杉 本 茂	橋 山 真 明	三 刀 屋 康 之
玉 田 裕 二 郎	和 田 敏 郎	山 田 勇





### 1. 産学連携講座

10月25日(木) 14:00～16:00



本日は、産学連携講座として、  
山口大学経済学部の教授、  
山本 浩二先生をお招きし、  
「経済学と経営学」について  
ご講演いただきました。先生は、  
経済学と経営学の関係について、  
詳しくご説明くださいました。  
先生の話は、とても興味深かったです。  
ありがとうございました。



本日は、産学連携講座として、  
山口大学経済学部の教授、  
山本 浩二先生をお招きし、  
「経済学と経営学」について  
ご講演いただきました。先生は、  
経済学と経営学の関係について、  
詳しくご説明くださいました。  
先生の話は、とても興味深かったです。  
ありがとうございました。

日調連発第65号

平成10年7月29日

各土地家屋調査士会長 殿

日本土地家屋調査士会連合会長

土地家屋調査士会補助者規則（モデル）の  
改正について（通知）

土地家屋調査士法施行規則の一部を改正する省令が平成10年4月7日公布（平成10年10月1日施行）され、調査士が使用する補助者の員数に関する条項が削除されました。このことは、従来にも増して補助者への管理監督の使用者責任が重くなることを意味するものであり、会員指導をするうえでご留意願います。

つきましては、現行の補助者規則モデル（昭和59年5月11日付け日調連発第15号通知）を別添のとおり改めましたので、同モデルを参考にし、各会の実情を勘案のうえ、改正等の対応をされるよう通知します。

なお、調査士会会則モデル第87条の2の改正及び補助者研修要領（モデル）については、後日、調査士会あて通知することにいたしておりますので申し添えます。

おって、本補助者規則（モデル）の改正を機に、補助者の実情を把握し、補助者台帳等の整理をされるよう申し添えます。

## 土地家屋調査士会補助者規則（モデル）

### （目的）

第1条 この規則は、〇〇土地家屋調査士会（以下「調査士会」という。）会則第87条の2に規定する補助者の届出に関する事項を定め、もって補助者の資質の向上と土地家屋調査士業務の適正・円滑な遂行に寄与することを目的とする。

### （補助者の定義）

第2条 補助者とは、土地家屋調査士（以下「調査士」という。）が土地家屋調査士法（以下「法」という。）第2条に定める業務の補助をさせるために使用する者をいう。

### （使用の制限）

第3条 会員は、調査士制度の目的に反すると思われる者を、補助者として使用することができない。

### （補助者の届出）

第4条 会員は、補助者を置いたときは、遅滞なく、附録第1号様式の届出書に所要事項を記入し、次の各号の書類等を添付のうえ、調査士会に提出しなければならない。

(1) 住民票の写し

(2) 写真2葉（提出日前3か月以内に撮影した縦4cm横3cmで無帽かつ正面上半身の背景のないもの）

(3) 補助者証発行手数料等〇〇円

2 同一補助者を他の会員と共同して使用する場合は、前項第1号の添付書類は、一の会員が添付すれば足りる。ただし、その場合は、それぞれの届出書に他の会員と共同して使用する旨及び前項の書類を添付した会員の氏名を記載するものとする。

- 3 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに、附録第2号様式の届出書によりその旨を調査士会に届け出なければならない。

(補助者台帳の備付)

第5条 調査士会は、補助者台帳を備え付けるものとする。

(補助者証及び補助者徽章)

第6条 調査士会は、会員から補助者を置いた旨の届出書を受理したときは、速やかに補助者証及び補助者徽章を会員に交付しなければならない。

- 2 補助者証及び補助者徽章は、日本土地家屋調査士会連合会が定める様式とする。
- 3 会員は、補助者が執務するときは、補助者証を携帯させ、補助者徽章を着用させなければならない。
- 4 会員は、補助者が、補助者証又は補助者徽章を滅失若しくは損傷したときは、調査士会に再交付を請求しなければならない。
- 5 会員は、補助者を置かなくなったときは、速やかに、補助者証及び補助者徽章を調査士会に返還しなければならない。

(法務局への通知)

第7条 調査士会は、第4条の届出書を受理したときは、附録第3号様式による通知書に、届出書の写しを添付して〇〇法務局に通知しなければならない。

(変更届)

第8条 会員は、補助者が、その氏名を変更したときは、附録第4号様式による変更届出書に所要事項を記入し、次の各号の書類等を添付のうえ、速やかに調査士会に届け出なければならない。

- (1) 変更を証する書面
  - (2) 写真1葉
-



- 2 調査士会は、前項の変更届出書を受理したときは、附録第5号様式による通知書に届出書の写しを添付して〇〇法務局長に通知しなければならない。

#### (研修)

第9条 調査士会は、補助者の資質向上を図るための研修会を開催するものとする。

- 2 前項の研修は、別に定める補助者研修要領によって実施するものとする。
- 3 会員は、第1項の研修会に補助者が参加できるよう努めなければならない。

#### (表彰)

第10条 調査士会は、別に定める補助者表彰規程により表彰するものとする。

#### (規則の改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の決議による。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 昭和59年5月11日付け日調連発第15号通知による土地家屋調査士会補助者規則モデルは、平成10年9月30日をもって廃止する。
- 2 この規則（平成10年6月24日第2回理事会決定）は、平成10年10月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 3 この規則の施行日前に既に使用届をしている補助者については、この規則による届出が行われたものとみなす。
-

土地家屋調査士補助者使用届

平成〇年〇月〇〇日

〇〇〇土地家屋調査士会

会 長 〇〇〇〇 殿

所属支部

登録番号 〇〇第 号

事務所

氏 名 職印



下記の者を補助者として使用しましたので、〇〇〇土地家屋調査士会補助者規則第〇条によりお届けします。

記

氏 名			性別	男・女
住 所				
生年月日	年 月 日生			
使用開始年月日	平成〇年〇月〇〇日			
補助者数	既届済 名	新規届 名	合計 名	
受付欄	年 月 日	共同 使用 確認欄		
	補助者番号			

（注）住民票の写し、写真1葉（4cm×3cm）を添付する。

附録第2号様式（補助者解職届）

土地家屋調査士補助者解職届

平成〇年〇月〇〇日

〇〇〇土地家屋調査士会

会 長 〇〇〇〇 殿

所属支部

登録番号 〇〇第 号

事務所

氏 名 職印

下記補助者を解職しましたので、〇〇〇土地家屋調査士会補助者規則第〇条によりお届けします。

記

氏 名		性別	男・女
解 職 年 月 日	平成〇年〇月〇〇日		
備 考	(理由)		

(注) 補助者証及び補助者徽章を返還する。

附録第3号様式（使用・解職通知）

〇〇第 号  
平成〇年〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）  
局 長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇土地家屋調査士会  
会 長 印

土地家屋調査士補助者使用・解職通知

補助者の使用・解職につき、別紙のとおり使用届・解職届がありましたので、土地家屋調査士法施行規則第20条第3項により通知いたします。

附録第4号様式（補助者変更届）

土地家屋調査士補助者変更届

平成〇年〇月〇〇日

〇〇〇土地家屋調査士会

会長 〇〇〇〇 殿

所属支部

登録番号 〇〇第 号

事務所

氏名 職印

補助者として使用している者について、下記事項を変更したので、〇〇〇土地家屋調査士会補助者規則第〇条によりお届けいたします。

記

氏名	新	
	旧	
備考		

（注）

- 1 戸籍抄本を添付する。
- 2 補助者証及び写真1葉を添付する。

附録第5号様式（変更通知）

〇〇第 号  
平成〇年〇月〇〇日

〇〇法務局（又は地方法務局）  
局 長 〇〇〇〇 殿

〇〇〇土地家屋調査士会  
会 長 印

土地家屋調査士補助者変更通知

補助者として使用している者について、別紙のとおり変更届がありましたので、  
通知いたします。



## カード式印鑑間接証明方式について

### 1 印鑑証明制度の現状

会社法人の印鑑証明方式については、現在、直接証明方式、申請書複写方式（本局・下関支局）とコンピュータ方式（山口局該当庁なし）の3方式で処理しています。複数の印鑑証明の方式が混在することにより、利用者に均質のサービスが提供できないこと、直接証明方式の場合は、申請人自ら証明用用紙を作成しなければならず、大量の印鑑証明書の交付を求める申請人の負担が大きいこと、また、直接証明においては、申請者が適宜の用紙を用いて作成した用紙（登記所備付け用紙を含む。）を用いることから、証明書の統一を図ることが困難であるという問題があります。

### 2 カード式印鑑間接証明制度の導入

現在の印鑑証明制度が抱えるこれらの問題に対応すべく、法務省では、平成10年度から3年間を目処に、法務大臣が指定する登記所から、順次、全国のすべての登記所にカード式印鑑証明を導入する計画をしています。

カード式印鑑間接証明方式とは、印鑑証明書の交付申請に際して、あらかじめ登記所から交付を受けた印鑑カードを提示していただくことにより本人の同一性を確認して、電子化された印鑑に関する情報を偽造防止を施した証明書用紙に出力することにより印鑑証明書を作成し、交付する方式であり、これにより、全国的に統一された方式によるサービスの提供を実現するとともに、直接証明方式におけるような証明用用紙の作成という申請人の負担をなくし、また、効果的な偽造防止策を実現しようというものです。

さらに、この方式の採用により商業登記コンピュータが完了していない登記所においても、印鑑に関する情報として、会社の商号、本店、代表者の資格、氏名及び生年月日並びに印影をコンピュータ化の本格的実施に先行して電子化するため、商業登記のコンピュータ化の完成を持つことなく、全国約350万に及ぶすべての会社及びその他の法人について、会社を持つことなく、全国法人番号を付番するとともに、電子認証サービスの提供の実施に必要な会社情報の電子化を可能にする意義も有するものです。

### 3 カード式印鑑間接証明方式を導入するに当たって

#### (1) 既に印鑑を提出されている場合

既に印鑑を提出されている会社法人の代表者に対しては、印鑑カードの交付の準備ができしだい、順次、印鑑カードの交付請求等を促す通知書を郵送します。一度に多数の希望者が来庁されますと、窓口が混雑し、速やかな交付ができなくなりますので、通知書の到達後、手続きを開始されるよう協力をお願いします。

なお、通知には、通知書と印鑑カード交付申請書を同封しますので、その用紙を利用することもできます。

#### (2) 印鑑証明について

カード式印鑑間接証明方式の導入に当たっては、人の氏名に使用されている文字が誤字又は俗字であるときは、正字に引き直して取り扱うこととなります。



(3) 印鑑証明書の交付申請について

印鑑証明書の交付申請書に記載し、印鑑カードを提示しなければなりません。代理人による請求の場合、印鑑カードの提示をもって代理権限を証する書面に代えます（委任状不要）。

4 移行作業の流れ

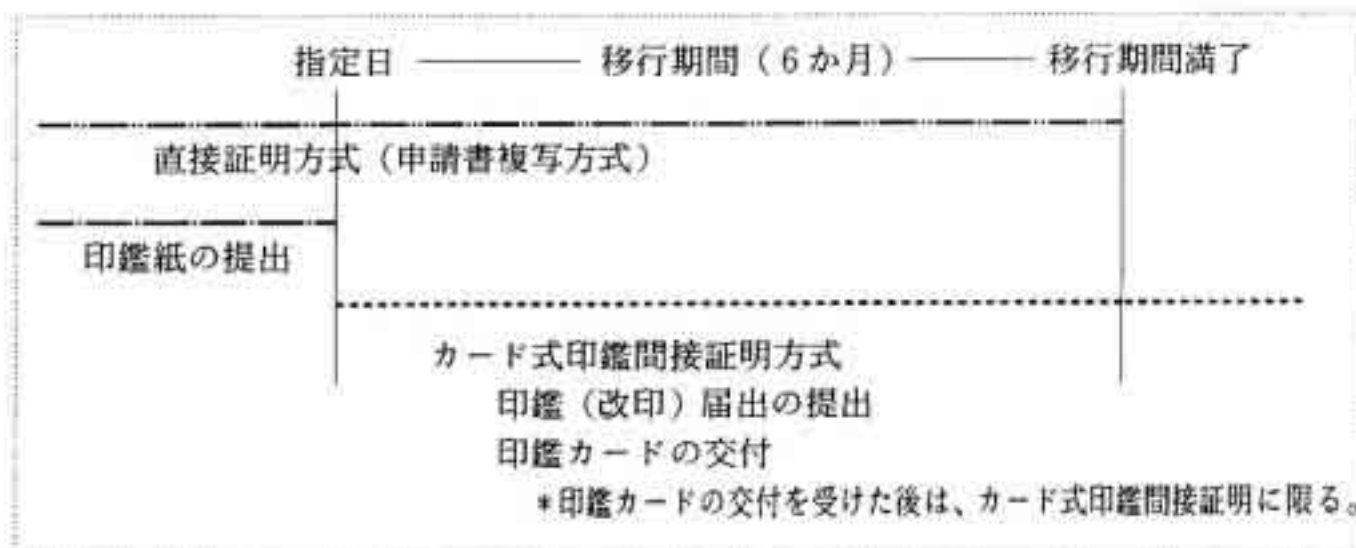
印鑑の移行作業

指定日以降（下記5参照）

↓  
 印鑑カードの交付請求等を促す通知 会社・法人へ輸送  
 （通知書・カード交付申請書等を同封）

↓  
 改印の届出 印鑑の提出のないもの  
 印鑑の再提出 移行出来ない印影等

印鑑カードの交付  
 交付申請（代理人の場合。委任状必要） → カード交付  
 カード交付以降は、カードによる印鑑証明交付申請のみ



5 平成10年度の移行予定

庁名	指定日(通用開始日)	(参考) 印鑑情報入力完了予定	移行期間満了
防府支局	平成10年9月10日(木)	平成10年10月14日頃	指定日から 6か月
宇部支局	平成10年10月19日(月)	平成11年1月7日頃	
萩支局	平成11年1月18日(月)	平成10年2月10日頃	
長門出張所	平成11年2月22日(月)	平成10年3月4日頃	

## 支部便り

## 7人の士（さむらい）GPS管理組合の巻

岩国支部 浦井 義明

「貴族階級の義務」なる言葉があります。毎日遊んでいるように見える貴族階級にも義務がある。それは、文化を発展させ、芸術にいそしみ、奉仕活動に励む。生活のことを考えずに、銭にならないことをする。土地家屋調査士はさむらいですか。

ところで、柔和な態度で人当たりのよい人、誠実にコツコツ動く人、コンピュータに強い人、年代を越えて接することのできる人、体力が人一倍ある人、マネジメントに優れたひと、お金を持ってる人。

この7つ要素をそれぞれ備えた7つの事務所がGPS受信機を共同購入し、持っている得意とするものを出し合って、基準点設置作業に動んでいます。小さな事務所で大きな事をしようと、毎月第3土曜日を共同作業日と決めて実施しております。

メンバーの大半は、GPSが今のように普及する以前から、自分達だけの共通基準点を設置したという実績があります。20人近いメンバーがいれば、いつも10数人は結果できます。

岩国地区は、17条地図の指定が99%なされており、古い地区の地積調査は昭和の30年代です。当然これらの地区では、大半の図根点は亡失しております。止むにやまれず、独自であるいは共同で基準点を設置していったというのが実状です。このような地区では、どのような基準点を使用して測量業務を行うか、が重要な要素となっております。

このようなことを背景に、次のような規則を作り、多少問題があっても、経験をつんで学んでどんどんいくーという方針で課題を克服しながら、楽しんでおります。

（目的） GPSを共同購入し、調査士業務の効率化と質的向上を図る。共同の基準点設置が目的であり。具体的な各自の業務処理まではタッチしない。立ち入らない。但し、情報の交換はおおいにするものとする。

（組合員） 省略

（共同作業） 毎月の第3土曜日（以下略）

（作業の成果） 共同作業の成果は、（略）共有財産とする。小異を捨て、紳士的に共同作業を行う。（略）

（会計処理） （略）



### 周知

2011年10月1日より、  
本会報の発行に際しては、

以下の事項を、  
ご留意ください。

1. 本会報の発行に際しては、  
ご留意ください。



## 広報部 だより

山口県土地家屋調査士会のパンフレットを作りました。  
無料にて配付致しますので相談日等にて利用してください。

山口県土地家屋調査士会の封筒を作りました。  
現在は法務局の支局・出張所にて一般の方々の謄本入れ等に利用されていますので出来映えを見てください。

日本土地家屋調査士会連合会のパンフレット「FACE・土地家屋調査士の素顔」  
が送付されましたので相談日等にて利用してください。

---

# 不動産 と 表示登記

## どんな関係かご存じですか。

不動産（土地や建物）には必ず表示登記が必要です。  
この申請手続きを代行するのが「土地家屋調査士」の役目です。



山口県土地家屋調査士会

## 土地や建物といえば表示登記 とおぼえておいてください。

表示登記はいわば赤ちゃんの  
出生届けと同じで、必ず申請  
する義務があります。



### 表示登記には申請義務があります。

土地についてはその所在、地番、地目(用途)、地積(面積)など、建物でも所在をはじめ、家屋番号、種類、構造、床面積などについて、正確な現在の状況を公の帳簿(登記簿)上に明確にしなければなりません。このことを「表示登記」といいます。

「表示登記」はすべての登記の基礎になるもので、これが済まない限り権利の登記(保存登記)をすることはできません。たとえば、建物の場合は、新築や増改築をしたときは1ヶ月以内に「表示登記」をしなければならないことになっています。

そして「表示登記」は、原則として所有者に申請の義務があると定められています。国民ひとりひとりの財産保全のために、権利登記の基礎として欠かせないからなんです。



★建物の種類(用途)や構造の変更をしたとき(表示変更登記)、建物の一部または全部を取り壊したとき(表示変更登記・滅失登記)



★建物の敷地として使用しているのに登記簿では宅地になっていないとき(地目変更登記)



★畑や山林などを造成して宅地に変更したとき(地目変更登記)



★おわか

## 「土地家屋調査士」は、表示登記の専門家です。 あなたにかわって登記手続きを代行いたします。

土地や建物を調査・測量して、所有者にかわって「表示登記」の申請手続きをするのが「土地家屋調査士」の仕事です。信頼できる表示登記のプロフェッショナルといえますね。

- 土地を売りたいときや他人の土地の一部を買いたいとき。



- 建物を新築（表示登記）または増築するとき。（表示変更登記）



- 境界が分からないとき。



- 所有している土地の地番がいくつもあるのうちの地番にまとめたとき（合筆登記）



◆分割



- 相続や贈与、または売買などのために一筆の土地を二筆以上に分けたいとき（分筆登記）



- 土地登記簿に記載してある面積と実際の面積が違ふとき（地積更正登記）または、当該地の地積と現地が違っているとき（地積訂正申し出）

土地・建物の売買、相続、贈与、測量、境界確認…など。  
こんな時お気軽にご相談、  
ご依頼ください。



- 登記簿謄本または公図が必要とき。

- 土地の測量をして面積を確定したいとき。
- 自分の土地の面積を知りたいとき。

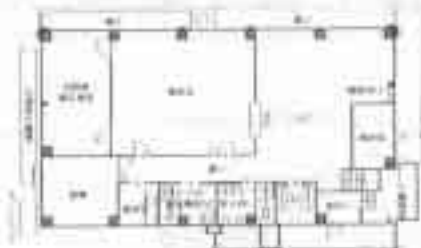
にならない点はお気軽に土地家屋調査士におたずねください。

**山口県土地家屋調査士会館の概要**

所在地： 山口市太夫町370番17  
 構造： 鉄骨造3階建  
 床面積： 延床面積 641.49㎡  
 竣工日： 平成16年6月10日

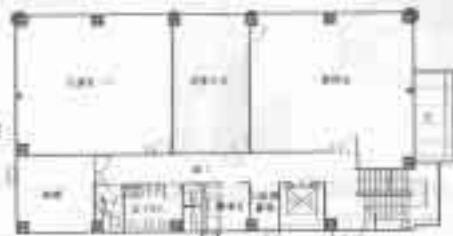
**1階平面見取図**

山口県土地家屋調査士会



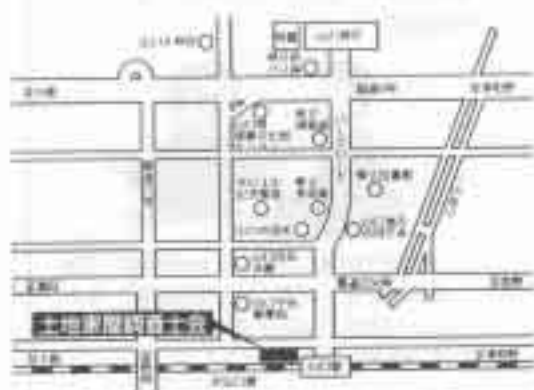
**2階平面見取図**

社団法人  
山口県公共職託登記土地家屋調査士協会



**3階平面見取図**

共用会議室



**山口県土地家屋調査士会館**

〒753-0042 山口市太夫町2番2号

**山口県土地家屋調査士会(1F)**

TEL (0839) 22-5975・FAX (0839) 25-8552

社団法人  
山口県公共職託登記土地家屋調査士協会(2F)  
 TEL (0839) 23-5115・FAX (0839) 23-5165



### 杭を残して悔を残さず

測量士の責任は測量結果の正確さにあり、  
測量結果は必ず正確にしなければなりません。



土地・建物の調査・測量は測量士の責任です。  
測量結果は必ず正確にしなければなりません。

### 山口県土地家屋調査士会

〒753-0048  
山口市紙通り2丁目4番15号  
TEL (0838) 22-6976

### 社団法人 山口県公共職託登記土地家屋調査士協会

〒753-0048  
山口市紙通り2丁目4番15号  
TEL (0838) 22-6976



## 土地・建物の調査・測量「表示登記」は土地家屋調査士が引き受けま

必ず  
測量士に  
依頼を



- 土地・建物表示登記
- 土地・建物測量
- 土地・建物調査
- 土地・建物登記
- 土地・建物測量
- 土地・建物調査
- 土地・建物登記
- 土地・建物測量
- 土地・建物調査
- 土地・建物登記
- 土地・建物測量
- 土地・建物調査
- 土地・建物登記
- 土地・建物測量
- 土地・建物調査
- 土地・建物登記

必ず  
測量士に  
依頼を

山口県土地家屋調査士会  
〒753-0048 山口市紙通り2丁目4番15号  
TEL (0838) 22-6976



# FACE

土地家屋調査士の素顔

日本土地家屋調査士会連合会

## 事務局だより

## 会員異動状況

## 1. 会員入脱会状況

支部	氏名	入脱会年月日	事務所	TEL
山口	八木 壽	H10.5.11	753-0073 山口市春日町5-16	0839 28-2123
下関	井上 信宏	H10.5.11	750-1114 下関市王喜本町3-7-3	0832 82-0627
〃	山崎 義文	H10.6.1	750-0424 豊浦郡豊田町大字矢田239の3	08376 6-1154
岩国	松井 昭	H10.6.1	740-0034 岩国市南岩国町4丁目66-14	0827 31-9314
下関	岡村 功	H10.6.30	廃業	
山口	渡邊 一正	H10.8.11	753-0048 山口市駅通り2-5-13	0839 24-8501

## 2. 事務所住所変更

支部	氏名	年月日	変更事項	TEL
宇部	埴生 正行	H10.4.27	厚狭郡楠町東万倉16-2 (事務所)	
山口	藤原 淑雄	H10.5.18	山口市大字吉敷3770の2 (住所)	0839 23-3074
		H10.4.27	同上 (事務所)	0839 23-3074
〃	渡邊 満洲生	H10.8.3	山口市駅通り2-5-13 (事務所)	

## 会 務 報 告

10. 4月1日(水)	「表示登記の日」登記無料相談	県下8会場
4日(土)	〃	光市会場
15日(水)	決算監査会	司調会場
21日(火)	本部役員・支部長合同会議	ばるるプラザ山口
22日(水)	法司調三者協議会	司調会場
25日(土)	} 岩国支部総会	由宇町
26日(日)		
30日(木)	研究室会議	司調会場
5. 8日(金)	防府支部総会	防府市
15日(金)	研究室会議	弁護士会館
15日(金)	法律関連士ネットワーク理事会	司調会場
18日(月)	会館建設式典部会	司調会場
19日(火)	広報部会	司調会場
26日(火)	新入会員登録済証交付式	小郡町
27日(水)	第51回定時総会打合せ会	小郡町
28日(木)	第51回定時総会	司調会場
6. 10日(水)	会館新築工事完了引渡し	調査士会館
10日(水)	業務部会	司調会場
12日(金)	萩・宇部支部総会	萩市・宇部市
13日(土)	研究室会議	ばるるプラザ山口
15日(月)	会館建設式典部会	司調会場
15日(月)	司調会館所有権持分売買契約締結	司調会場
18日(木)	} 連合会総会	東京都
19日(金)		
20日(土)	山口支部・徳山支部・下関支部総会	各市
22日(月)	新事務所において業務開始	調査士会館
29日(月)	会館竣工式典打合せ	調査士会館
30日(火)	会館竣工式典	ばるるプラザ山口
7. 17日(金)	法律関連士業ネットワーク理事会	弁護士会館
28日(火)	支部企画委員・業務部合同会議	調査士会館
31日(金)	} 中プロ会長会議・監査会	広島市
8. 1日(土)		
4日(火)	広報部会	調査士会館
7日(金)	法司調三者協議会	調査士会館
8日(金)	研究室会議	調査士会館
20日(木)	業務部会	調査士会館
22日(土)	法律関連士業ネットワーク勉強会	ホテルニュータナカ
22日(土)	調査士会親睦ゴルフ大会	美祿市



発 行 山口県土地家屋調査士会

山口市惣太次町2番2号

電 話 (0839) 22-5975

F A X (0839) 26-8552

郵 替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会

会 長 栗川 良介

広報担当副会長 小嶋慎一郎

広 報 部 長 高杉千阿生

部 長 松田 邦利

＝ 坂本 敬子

＝ 上村 栄

印刷所 西京コーポレーション

山口市中央5丁目15番11号

電 話 (0839) 24-3130

# あなたの土地はあなたが守る！

境界のことなら調査士へ



私達におまかせください。

山口県土地家屋調査士会 TEL0839-22-5975  
 山口県公共嘱託登記士「家屋調査士協会」 TEL0839-23-5115